

# 自民党憲法改正草案の危険性

豊島9条の会 学習会

2016年9月23日

城北法律事務所 弁護士 大山 勇 一

## はじめに

- \* 2016年7月の参院選挙で改憲勢力が議席の3分の2を獲得。戦後初めて「改憲の発議」が可能となった。
- \* いま、どのような国をつくっていくべきなのかを改めて考える  
「国と郷土を誇りと気概を持って自ら守り、自由と規律を重んじ、美しい国土と自然環境を守り、良き伝統と我々の国家を末永く子孫に継承する」国民であろうとするのか否か。

## 第1 憲法とは何か

Q1. そもそも「憲法」とは何か？

A1. 権力を持つ人に勝手をさせないきまり

- \* 憲法には「統治のあり方」が定められている。政治を行う権力者は、憲法に書かれたルールにのっとって国を治める。
- \* 立憲主義とは？  
主権者である国民が、政治を行う権力者に対して、前もって守らせる条件（憲法）を決めておくこと。  
← そもそも権力者は間違いを犯し、権力を濫用しがちである。
- \* 国家権力の三大失敗（木村草太 2016.03.31）  
①無謀な戦争、②人権侵害、③独裁
- \* 権力を縛るのは古い考え方か？  
安倍首相は、「権力を縛るという発想は王政の時代のもの」と言う  
→ 民主主義の時代だからこそ、権力を縛らなければならない。  
(ナポレオン3世は96.87%の信任を得て皇帝へ、ヒトラーは89.93%の信任で総統へ)
- \* さらには、権力自体も分けて、相互監視させる（三権分立）
- \* 憲法は最高法規（憲法98条、法律や制度の上に立つもの）
  - ・ 「法律」は、国会の多数で定められる。  
→ 権力を握るものは、「法律」で国民を容易に縛ることができる。
  - ・ 「憲法」は、「法律」の上に位置して、有効・無効を判断する規範となっている。

- 「憲法」は国家権力を制限 ⇔ 「法律」は国民を縛るもの
- ・ 憲法尊重擁護の義務を負うものはだれ？ → 国民は含まれていない（憲法99条）
- ← 「天皇...国務大臣...その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う」
- ・ 政治家（特に与党の政治家）は、この憲法の枠組みが窮屈で仕方がない！
- すぐに憲法を変えようとしがち
- だから、あらかじめ、すぐに変えられないようにしている（硬性憲法、96条）
- 改正の要件は、衆参の3分の2かつ国民投票の過半数

- \* 権力を「ライオン」に例えると
- ・ 代議制・・・ライオンに政治を任せよう
- ・ 立憲主義・・・ライオンは檻の中へ入れて自由にさせない
- ・ 国民主権・・・檻を作るのは私たち国民
- ・ 民主主義・・・ライオンを選ぶのは私たち国民
- ・ 戦力放棄・・・ライオンの牙、爪を抜いておこう
- ・ 「緊急事態」でもライオンは檻から出さない（ライオンには檻の鍵は渡さない）

**Q 2. では、憲法は何のためにあるのか？**

**A 2. 一人一人の個人を大事にするという「個人の尊重」という目的のために、さまざま手段が定められています。**

- \* 憲法の目的は、それぞれの人の自由（人権）を守ること（憲法97条）
- \* もっとも重要な規定＝「個人の尊重」（13条）
- 人権・・・人が生まれながらにして有する権利。国から与えられたものではない。
- 戦前の「天皇主権」「全体主義」を反省し決別。
- \* 憲法には「生き方」は書かれていない
- 個人を尊重する以上、幸福はそれぞれ個人が探究すべき問題。「みんな違う」を認め合う。
- だから、憲法には「何が正しいか」「どのように生きるべきか」は書かれていない。
- その一方で、憲法を変えたがっている政治家は、「結婚しろ」「子どもをつくれ」「活躍しろ」・・・
- \* 憲法は権利のカタログ集
- 憲法の条文に人権や自由を保障するものが多く、国民の義務や責任に関するものが少ないのは当然（法律とは異なる）

## 第 2 日本国憲法の特徴

**Q 3. 憲法は私たちのくらしとどのようにかかわっていますか？**

**A 3. くらしのすみずみにかかわっています。**

- \* 人身の自由（憲法30条から39条まで）
- ・ 権力者の「気に入らない人物を勝手に拘束・処罰」は許さない。
- ・ 適正手続き、裁判を受ける権利の保障

- ・ 10もの条項があるのは、戦前の特高警察による拷問、刑事弾圧などへの深い反省から
- \* 思想良心の自由（19条）、信教の自由（20条）、表現の自由（21条）、職業選択の自由（22条）、学問の自由（23条）、財産権（29条）
  - ・ 自由にものを考え、信じ、集まり、表現することは自由の根本
  - ・ 権力者は自分を批判する言論を弾圧しがち→ 権力批判の言論活動こそ保障すべき。
  - ・ 特に政治的な言論は世論の形成につながるため、民主主義に不可欠
- \* 生存権（25条）、教育を受ける権利（26条）、勤労の権利（27条）、団結権（28条）、
  - ・ 19世紀末～20世紀にかけ資本主義発達により必然的に景気循環・恐慌・失業・貧困・格差等が発生してくる。
  - ・ 世界各地での労働者のたたかい・運動によって、労働組合結成などの権利、労働時間の短縮・休暇、最低賃金、医療費の公費負担や年金等の社会保障が前進してきた。
  - ・ これらの権利が憲法上「社会権」として規定されている。
- \* 男女平等、家族制度からの解放（24条）
  - ・ 明治憲法のもとでは戸主制度において、女性は父や夫に従属するものとしての地位しか与えられなかった。
    - 配偶者の選択／財産の保持、相続／住居の選択／離婚、親権がすべて制限された。  
「産めよ殖やせよ国のため」（「結婚十訓」1939年9月30日）
    - 政治的な意見を述べられない、政治団体に参加できない（治安維持法）  
投票権、被投票権がない（1925年 25歳以上男子の普通選挙権）
    - 姦通罪の規定（配偶者のある男性には成立しない）
    - 教育を受ける権利も制約（女性の高等教育の機会を制限、男女別教育）
  - ・ 現憲法では男女の本質的な平等が定められ、婚姻の自由が認められた。

#### Q 4. 日本国憲法は世界でどのように理解されているの？

#### A 4. 時代の最先端の憲法だと高く評価されています。

- \* 主要な権利のほとんどを網羅している（2012年『ニューヨーク大学ロー・レビュー（New York University Law Review）』87号での188か国の憲法調査結果による）
  - 信教の自由、報道・表現の自由、平等の保障など20の権利のうち、日本国憲法では上位19個を規定（ないのは、推定無罪原則のみ）
- \* かつて世界モデルとされた米国憲法は、逆に時代遅れ
  - 女性の権利、移動の自由、教育の権利、労働組合の権利が保障されていない（むしろ2%しか採用されていない武装の権利がある）
- \* 戦力の不保持、戦争の放棄についても最先端
  - ハーグ世界市民平和会議（1999年）で採択された基本原則第1項「各国議会は、日本の憲法9条のように、自国政府が戦争をすることを禁止する決議をすること」
- \* 憲法9条は世界で高く評価されている
  - GPPAC世界行動宣言（2005年）「日本国憲法9条は、（中略）アジア太平洋地域全体の集団安全保障の土台となってきた」と高く評価。

## 第3 自民党憲法改正草案の危険性

## Q 5. 自民党の憲法改正草案とは？

A 5. 2012年4月に発表された憲法の「改正」案で、立憲主義を否定して人権が制約されやすくなっています。

- \* 国民に憲法尊重義務を課す一方で、天皇・摂政の憲法尊重擁護義務は免除（草案102条）
- \* 「公共の福祉」による人権制限から、「公益及び公の秩序」による人権制限へ（草案13条）  
人権と人権が衝突したときに調整する原理が「公共の福祉」（現行12条、13条）という考え方（例えば、プライバシー権と知る権利、営業活動の自由と環境権など）。  
それが「公益」「公の秩序」に置き換えられると・・・  
「公益」＝国益、「公の秩序」＝治安維持  
明治憲法下の治安維持法1条「国体を変革し私有財産制度の否認することを目的とする結社を組織しまたは情を知りてこれに加入したるものは、死刑、無期又は7年以上の懲役」
- \* 「個人」→「人」（草案13条）  
そもそもすべての国民は「人」なのだから（犬、猫ではない）、尊重されるのは当たり前。  
個性を持った「個人」として尊重されることこそが重要なはず。
- \* 様々な義務規定の追加（草案前文第3段、3条、9条の3、12条、19条の2、24条、25条の2、92条2項、99条3項、102条1項等）  
例えば、「国と郷土を気概を持って自ら守り」（前文第3段）、「日本国民は、国旗及び国歌を尊重」（3条）、「国民と協力して、領土、領海及び領空を保全し」（9条の3）、「家族は互いに助け合わなければならない」（24条）など。
- \* 新たな人権制約規定（草案21条2項、28条2項等）  
結社の自由の制限、公務員の労働三権の制限
- \* 最高法規性（97条）の削除

## Q 6. 「新しい人権」は作られないの？

A 6. 規定はされますが、耳障りのいいところからという発想です。

- \* 個人情報の不当取得の禁止等（草案19条の2）  
国民に対しても情報取得を制限している。取材活動が制約され、かえって政治家の不正を見抜けなくなる恐れもある。
- \* 国政上の行為に関する国による国民への説明の責務（草案21条の2）  
「責務」にとどまっている点が問題。今でも「知る権利」が現行13条で保障されている。
- \* 環境保全の責務（草案25条の2）  
これも「責務」どまり。さらに、国民に協力を求めることで新たな義務を生み出している。
- \* 犯罪被害者等への配慮（草案25条の4）  
被疑者・被告人の権利（現行30条から39条）の制約につながる恐れがある。
- \* 教育環境整備義務（草案26条3項）  
教育は「国の未来を切り拓く」ためにあるのではない。教育への介入に悪用される危険性がある。
- \* これまでも現行13条の解釈によって「新しい人権」を切り拓いてきた（プライバシー権、肖像権など）。必要なら新しい人権を具体化する法律を作ればよい。

- \* これまで公害を垂れ流し、無駄な公共事業に湯水のように金を使って、環境権や国民の生存権を奪ってきた人たちが、突然「新しい人権は大切だ」と言っている！

## Q 7. 女性の権利はどうなりますか？

### A 7. 家族制度に縛られ、制約が強まります。

- \* 家族に助け合い義務を負わせている（草案24条）。  
福祉・社会保障の責任を家族に押し付けていないか。「自助・共助」の考え方は、草案前文第2段落と共通。
- \* 「財政の健全性は、法律の定めるところにより、確保されなければならない」（草案83条2項）とあわせて考えると恐ろしいことに。  
→ 保育園に入れない待機児童の問題、老老介護の問題、生活保護の問題などを解決することなく、すべて「家庭（とりわけ「妻」「母」「娘」）が自己責任で面倒を見なさい」と言っているかのよう。
- \* 社会の単位は「個人」であるべき。自立した個人あってこそ「家族」がなりたつ。  
世界人権宣言16条3項 「家族は、社会の自然かつ基礎的な単位であり、社会及び国による保護を受ける権利を有する。」  
→ 草案は、この規定の後段部分を意図的に削除している。

## Q 8. 平和主義を定めた9条をどのように変えようとしているの？

### A 8. 9条2項を削除して、国防軍を新設します。

- \* 現行9条2項は、「戦力の不保持」「国の交戦権の否定」を定めている。  
9条2項のおかげで戦後67年、日本は戦争で一人も殺すことなく殺されることもなかった  
→ 9条2項の削除は、平和憲法の放棄
- \* 「戦争の放棄」→「安全保障」（草案第2章タイトル）
- \* 改憲草案では「国防軍」が作られ「軍法会議」が設置される。  
自衛隊と国防軍は全く別物  
→ 国防という名でさらに全面的・無制約の集団的自衛権を行使することになる。  
また「国際平和」のためと称して有志連合による海外派兵（かつての湾岸戦争やイラク戦争、いまならISへの空爆活動などへの参加）も可能（草案9条の2第2項）。  
さらに国内の治安出動や国民監視も堂々と任務に加わる（草案9条の2第3項）  
機密保持法制（草案9条の2第4項。すでに秘密保護法あり）  
軍事審判所の設置（草案9条の2第5項）
- \* 「我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保する」とあるとおり、「国」優先で「国民」は後回し。かつての沖縄地上戦や満州などの残留孤児などを見ても、軍隊が国民を守らないのは明らか。
- \* 徴兵制への足がかり  
「国を自ら守る」（草案前文）、「国民と協力して」（草案9条の3）  
自民党HP草案Q&A13でも、「党内議論の中では、国民の「国を守る義務」について規定すべきではないか、という意見が多く出されました」と本音を暴露。

- \* 平和的生存権も削除（草案前文）

**Q 9. 北朝鮮や中国の脅威に対抗する必要があるのでは？**

**A 9. 果てしない軍拡競争を招き、かえって人命が脅かされます。**

- \* こちらが脅威を感じて軍備を増強すると、相手も負けじと軍備増強を図る  
→ 国家財政の破たん、国民生活に大打撃  
まずは福祉予算から削られる。なぜか「軍事費」については財源論が出されない。
- \* こちらが攻撃を加えれば、当然相手も攻撃を加えてくる  
→ 一旦、武力衝突が発生すると、深刻な被害をもたらす
- \* テロ組織へ武器や軍事技術が流出  
→ 原発が狙われたら大惨事
- \* 北朝鮮による「ロケット」発射や核実験  
→ 日米同盟の抑止力が効かないことの表れ
- \* 米韓軍事演習の強行  
→ 北朝鮮を追い詰める軍事行動については、ほとんど報道されない

**Q 10. 本当に憲法9条を変えたいと思っている人がいるのでしょうか？**

**A 10. 残念ですが、9条を変えたいと考えている人はいます。**

- \* 変えたい人その1 米国政府（とその意向を汲んだ政治家や幹部自衛官）  
米国は「対テロ」名目で世界中に米軍をおき、どこでもその軍事力を発揮できるよう準備中。  
「同盟国」の日本にも、軍事協力を求めている。しかし日本には現行9条があり「強いアメリカ」をめざす人は9条をジャマだと考えている。  
← 戦争法（安保関連法）が成立したものの、まだ全面的な集団的自衛権行使や武器使用が許されていないから。  
幹部自衛官と米軍との一体化が進む。幹部自衛官は多くの国会議員などより軍事知識を有し政治エリート化している。対米従属が自然体として身につけている恐れが大きい。  
安倍政権下ではさかんに安倍首相と統合幕僚長との会合が行われ、また国家安全保障会議にも出席して発言。
- \* 変えたい人その2 戦争や軍事産業でお金儲けをしたい、海外で労働者から搾取したい人  
日本には武器輸出三原則、非核三原則などが辛うじて残っており、おおっぴらに武器や兵器の開発や輸出ができない。兵器を作っている企業や、その関係者はこうした規制をなくそうと強く主張している。  
また、海外進出を図るグローバル企業は、強い軍隊によって進出先の住民の不満を抑え、労働者を搾取し、資源を独占したい。  
防衛装備庁は軍事ブローカー的な存在。武器製造のための海外合弁会社づくりのあっせんなどもやる。防衛関連予算も2016年に5兆5000億円で史上最高額。  
国家安全保障局の顧問会議には、三村昭夫（新日鐵住金株式会社相談役名誉会長、商工会議所会頭）、折木良一（富士通顧問、元統合幕僚長）、片岡晴彦（IHI顧問、元航空幕僚長）、香田洋二（ジャパンマリンユナイテッド顧問、元自衛艦隊司令官）。防衛産業関連企業の出身者であるのみならず、多くは元自衛隊幹部である。

稲田朋美防衛大臣は夫名義で防衛関連企業5銘柄の株式を、2014年9月以降の約2年間で新たに購入。いずれも防衛省との契約金額上位20社（2015年度）に含まれていた。

\* 変えたい人その3 「強いニッポン」に憧れる人

米国との軍事同盟を強化することによって、日本はもっと強くなるんじゃないか、もっと発言力や影響力を持てるんじゃないか、軍事力を強化しなければ中国・北朝鮮に攻め込まれてしまう、そんな考えを持っている人もいます。

**Q 1 1. いくら戦争をする国にしようとしても、若い人たちは戦争に反対するのでは？**

**A 1 1. だからこそ、「愛国心」教育が必要とされているのです。**

\* 2006年12月の教育基本法改正で「我が国と郷土を愛する」（2条）が盛り込まれた。

\* 2013年12月の閣議決定で「国家安全保障戦略」に「愛国心」を書き込んだ。

→ 「そもそも周辺国の愛国教育に懸念を持ちながら、自らも愛国教育を進めるのは矛盾ではないか。ナショナリズムをあおり、地域の不安定化に拍車をかけてしまわないか、慎重さも必要だろう」（中日新聞）

\* 「国と郷土を誇りと気概を持って自ら守る」（草案前文第3段）

\* 中学校教科書採択で、育鵬社、自由社の歴史・公民教科書が採択された。

例えば、「アジアの解放をかかげた日本は敗れたがアジアは植民地から解放され、独立を達成した」（自由社歴史 p 246）

**Q 1 2. 戦争のための改憲と「秘密保護法」の制定・施行とは関係があるの？**

**A 1 2. 「戦争の始まりは情報の統制から」と言われるくらい、密接な関係があります**

\* 秘密保護法制定に先立つ2013年11月、国家安全保障会議（日本版NSC）設置法が制定された。4人の大臣（首相、内閣官房長官、外相、防衛省）が情報収集、分析し、政策決定まで行う。閣議すら不要。

\* 2013年12月に「秘密保護法」が制定され、2014年11月から施行。

\* 「防衛」「外交」「スパイ活動」「テロ防止」に関する事項について秘密指定されれば、5年間は秘密とされる。ただし、30年までの延長が可能。しかも内閣の承認があれば30年を超えて無期限に秘密にできる。

\* 何が秘密かを決めるのは国家機関。秘密を取り扱う公務員・民間業者については、家族も含めた徹底したプライバシー調査が行われる（適性評価制度）。

\* 秘密の不正取得を「共謀」「教唆」「扇動」しただけで、実際に「漏洩」はなくても処罰される。→ マスメディアのみならず、一般市民も処罰の対象に。

\* 戦争法における「武力行使3要件」を吟味するための情報が秘匿されかねない。そして、虚偽・誇張された情報で戦闘が開始されかねない。また戦争に関する情報を知ろうとすると、「秘密の不正取得だ」とされ、戦争反対の声が封殺されかねない。

→ 『国民は戦争を望まない。しかし決めるのは指導者で、国民を引きずり込むのは実に簡単だ。外国に攻撃されつつあると言えよ。それでも戦争に反対する者を、愛国心がないと批判すればいい』ヒトラーの高官ヘルマン・ゲーリングの言葉

→ 『ドイツのワイマール憲法はいつの間にか変わっていた。誰も気がつかない間に変った。あの手口を学んだらどうか』（麻生太郎、2013年7月31日）

**Q 1 3. 改正条項である「96条」改正のねらいは？**

**A 1 3. 憲法改正をしやすいします。本丸は9条です。**

- \* 総議員の3分の2以上の賛成→総議員の過半数の賛成（草案100条1項）  
→ 要件が緩和されて今後の改正が容易になるとともに、まずは多くの賛同を得られやすいところから改正して、改正に対する抵抗感をなくす
- \* 「どうして変えやすくしようとするのか」の議論が隠されている  
→ 本当の目的は、一番の狙いである9条を改正して、アメリカとともに戦争ができる国へ
- \* 憲法は国の最高法規であり、改正しにくいことは当然（硬性憲法）  
→ その時その時の政治権力の都合によって憲法を改正できるようにすることは、権力者を縛る憲法の本質（立憲主義）を根本的に変えるもの  
→ 大多数の国民、大多数の国会議員が賛同しなければ国の根本規範は変えてはいけない
- \* 2013年に安倍首相「まず96条を先行して改正する」と発言。これに、日本維新の会（当時）やみんなの党（当時）も賛同。  
→ しかし、国民多数からの反対意見で断念に追い込んだ。

**Q 1 4. 他の国の改正手続きはどうなっているの？**

**A 1 4. 日本と同じかそれ以上に改正しにくくしています。**

- \* アメリカ 連邦議会の3分の2以上の議決と州による承認（4分の3）が必要
- \* ドイツ 議会の3分の2以上の議決による
- \* イタリア 同一構成の議会が一定期間を据え置いて再度の議決を行い、2回目が3分の2未満のときには国民投票が任意的に行われる。
- \* スペイン 重要事項については、国会の3分の2で決議し、その後解散総選挙を行い、再度3分の2の決議が必要。その後に国民投票。
- \* スウェーデン 国会が2度決議する必要がある。その間に議会は総選挙を行なう。国会議員の発議により国民投票制度も行なわれる。
- \* フランス 国民投票又は政府提案について議会の議決と両院合同会議による再度の5分の3以上の議決
- \* ベラルーシ 議会の3分の2以上の議決を2回必要とし、さらに国民投票が必要。
- \* フィリピン 議会の4分の3以上の議決と国民投票。
- \* デンマーク 国会の過半数で決議し、その後解散総選挙を行い、再度再議決が必要。その後、国民投票（ただし、有権者の40%の賛同が必要）

**Q 1 5. 「緊急事態」条項は必要では？**

**A 1 5. 「緊急事態」条項を定めることは極めて危険です。**

- \* 緊急事態宣言が発せられると、立憲的な憲法秩序は一時停止（草案99条）  
小規模な災害を口実に発せられる可能性もある（「法律で定める緊急事態」草案98条1項）  
内閣総理大臣による緊急事態宣言（草案98条1項）がなされる。  
国会の承認は事後でも良い（草案98条2項）。司法権による事後チェックもなし。



- \* 立憲主義を脅かす強大な権限が与えられる（草案 99 条 1 項）
  - ①法律と同一の効力を有する政令を制定する権限
  - ②財政上必要な支出その他の処分をする権限
  - ③地方自治体の長に対する必要な指示をする権限
- \* 人権も制約される（草案99条3項）
 

自民党 Q&A41「国民の生命、身体及び財産という大きな人権を守るために、そのため必要な範囲でより小さな人権がやむなく制限されることもあり得る」

→ 濫用のおそれがあり、立憲主義を破壊する大きな危険性
- \* 大日本帝国憲法の緊急勅令、戒厳令が濫用され、人間の尊厳をないがしろにした歴史を無視
 

関東大震災や二・二六事件では行政戒厳令が濫用され、社会主義者や朝鮮人が虐殺された。あえて緊急事態条項を入れなかった。

1946年7月 帝国議会衆院憲法改正案委員会（金森徳次郎憲法担当相）

「緊急勅令及び財政上の緊急処分は行政当局者にとりましては実に調法なものであります。しかしながら（略）国民の意思のある期間有力に無視しうる制度である（略）。だから便利を尊ぶかあるいは民主政治の根本の原則を尊重するか、こういう分かれ目になるのであります」
- \* 災害対策は、憲法の規定がなくても、現行法の運用で十分対応可能
 

震災復興に関わった弁護士会を中心に緊急事態条項新設への反対声明を挙げている。

権力を集中するよりも、現場の自治体に判断をさせるべき。また、事前の準備、訓練が大切。
- \* 緊急事態が永遠に続く？
 

衆議院が解散されず任期延長もありうる（草案 99 条 4 項）

フランスでのテロ事件では、非常事態宣言は本来 12 日間なのにテロの脅威を理由に 4 度延長された。その間、集会・デモ禁止、令状なしの搜索差押・逮捕、家宅搜索 3500 件。

→ 濫用の危険性が大きい

## Q 1 6. 天皇についてはどうしようとしているの？

### A 1 6. 権能を強化しようとしており、国民主権との矛盾が拡大します。

- \* 「天皇を戴く国家」（草案前文第1段） → 復古主義
- \* 天皇の元首化（草案1条）
 

元首...行政権の首長にして対外的代表権を持つ存在

草案Q&A・Q4「天皇が元首であることは紛れもない事実」???

⇔日本国の元首は、内閣または内閣総理大臣という見解が多数説
- \* 日の丸・君が代尊重義務（草案3条）
 

思想・良心の自由（19条）の例外
- \* 元号条項新設（草案4条） → 復古主義
- \* 「助言と承認」→「進言」（草案6条4項）
 

進言...目上の者に対して意見を述べること。草案Q&A・Q6：『承認』とは礼を失する
- \* 公的行為明記（草案6条5項）
 

国会開会式の「おことば」に根拠付け、内閣の関与なし
- \* 天皇の憲法尊重擁護義務（99条）削除
 

天皇を憲法の規範的拘束力の枠外に置く

## おわりに

- \* あらためて、どのような国づくりをめざすのか？  
一人ひとりの個人を尊重する社会をめざすのか（今でも不十分だが）。  
それとも、国家あつての個人との考えのもとで制約を受け入れていくのか。
- \* 社会を良くする必要がある、それはそのとおり。では、そのためにそもそも憲法を変えなければならないのか？  
現憲法で足りないところは見当たらない。  
だったら、いまやるべきことは、国民のための法律を作る、または悪法（例えば戦争法）を廃止することではないか。
- \* 国会で多数派になることが重要、そしてそのための野党共闘  
市民連合と野党4党との政策合意

「市民連合と野党4党の政策合意」 2016年6月9日 東京新聞

民進、共産、社民、生活の野党4党が政策協定を結んだ市民団体「安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合」。この政策協定は7月の参院選で4党の共通政策になる。野党統一候補の擁立に続き、共通政策作りを後押しした「市民連合」とは、どんな団体なのか。

Q いつ、誰が、どんな目的でつくったの。

A 安全保障関連法に反対する五つの市民団体メンバーの呼び掛けに有志が応じ、昨年十二月に結成された。参院選で安保法廃止を掲げる候補を支援するのが目的だ。

Q 五団体とは。

A 労組や市民が支持政党の枠を超えて結束し、国会前デモを主催した「戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会」。大学生中心のグループ「SEALDs（自由と民主主義のための学生緊急行動）」。「安全保障関連法に反対する学者の会」「立憲デモクラシーの会」は学者ら、「安保関連法に反対するママの会」は母親らの団体だ。

Q どんな活動をしてきたの。

A 安保法廃止や立憲主義回復などを訴え、三十二の一人区での野党統一候補擁立を支援した。安保・外交政策などで違いのある四党が合意できる政策案も練った。

Q それが共通政策だね。

A 政党の公認を受けない無所属の統一候補にとって、この共通政策が事実上の公約になる。それを市民主導で実現した意義は大きい。市民連合の中心メンバー、佐藤学・学習院大学教授は「新しい選挙や政治の出発点としたい」と話している。

### ★市民連合と野党4党の政策協定の骨子

・安全保障関連法の廃止と立憲主義の回復 / ・与党と改憲勢力による3分の2の議席確保を阻止 / ・保育士の待遇の大幅改善 / ・最低賃金を（時給）1000円以上に引き上げ / ・環太平洋連携協定（TPP）合意に反対 / ・沖縄の民意を無視した名護市辺野古への新基地建設の中止 / ・原発に依存しない社会の実現に向けた地域分散型エネルギーの推進